

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

北朝鮮が日本人の拉致を認め、謝罪した平成 14（2002）年の日朝首脳会談以降、5人の拉致被害者とその家族の帰国は実現したものの、いまだ拉致問題は全面的な解決には至らないまま 20年の歳月が流れている。平成 25（2013）年、政府は、拉致問題に関する対応を協議し、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明など同問題の解決のための戦略的取組及び総合的対策を推進するため、内閣総理大臣を本部長とする新たな拉致問題対策本部を設置した。北朝鮮は、平成 26（2014）年の日朝政府間協議で、拉致被害者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査の実施の約束をしたが、平成 28（2016）年に、調査の全面中止及び調査のための特別調査委員会の解体を一方向的に宣言した。以降、北朝鮮は不誠実な対応をとり続けている。北朝鮮による日本人拉致事件の発生から既に 40 年以上が経過し、拉致被害者自身も家族も高齢となる中、問題解決には一刻の猶予も許されない。拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき喫緊の重要課題である。よって、国におかれては、拉致被害者全員の早期帰国を実現させるため、北朝鮮側に対して粘り強い交渉を行うとともに、あらゆる外交上の機会を捉えて問題提起するなど、拉致問題の一刻も早い全面解決に向け全力で取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 4 年 9 月 29 日

島根県議会

防災・減災、国土強靱化を含む地方の社会資本整備の推進を求める意見書

近年、我が国は、頻発化・激甚化する自然災害とともに、人口減少・高齢化、脱炭素、エネルギーの高騰といった社会・経済状況の変化への対応など、様々なリスクに晒されている。とりわけ、未だ収束を見せない新型コロナウイルス感染症の感染拡大と甚大な社会的・経済的被害状況は、地方がこれまで幾度となく提言してきた大都市圏への人口や諸機能の過度な集中によるリスクを顕在化し、その地方への分散の重要性を、我が国の危機管理の観点からも浮き彫りにしたところである。

地方の社会資本整備はこれまで、大都市圏との地域間格差を縮小することに注力し、その道半ばであるが、我が国がこのようなリスクに対応できる強靱で持続可能な経済・社会構造を構築するには、地方における社会資本の整備や管理の推進に集中的に取り組むことが必要であり、その緊急性が高まっている。島根県においても、江の川流域において昨年8月までの3年あまりの間に3回浸水被害を受け、昨年は4度にわたる大雨により県内各地で甚大な被害を受けた一方、国道9号で地すべりにより長期通行止めを余儀なくされた際には並行する山陰道が迂回路として機能し、ダブルネットワークの重要性が強く認識されたところである。

については、地域のポテンシャルをさらに引き出し地方創生を力強く進める前提となる社会資本整備を推進するため、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 令和5年度予算において、地方の安全・安心な生活の確保と定住人口の増加、地域活力の向上に資する社会資本整備に必要な予算を十分に確保すること。

- 2 予算の配分にあたっては、必要な事業が多く残された課題・実態に鑑み、地方に重点配分すること。
- 3 近年、度重なる浸水被害を受けた江の川流域をはじめ、治水事業を加速化し、早期効果発現を図ること。
- 4 整備の遅れている山陰道については、国土のミッシングリンク解消、ダブルネットワークの構築のため、事業中区間の早期開通と、洪水時に浸水のリスクがある「益田道路(久城～高津間)」の早期着手及び「益田～萩間」の未事業化区間の早期事業化を図ること。
- 5 施設の点検や点検に基づく修繕の実施など、将来にわたり行い続ける必要のある老朽化対策やPCBの除去・処分に必要な予算について、補助対象を点検なども含めて更に拡大し、確実に所要の予算を配分するとともに、地方負担分についての地方財政措置を拡充すること。
- 6 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を力強く推進するため、地方負担分を軽減する措置も含め必要な予算・財源を、当初予算を含めて別枠で安定的に確保するとともに、計画的かつ着実に推進していくため年度間の弾力的な運用を図ること。また、5か年加速化対策後も、予算・財源を通常予算とは別枠で確保し、継続的に取り組むこと。
- 7 新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵攻の影響により長期的に停滞する経済・雇用を下支えする公共事業を含めた令和4年度補正予算を措置する際には、中小企業・小規模企業が多くを占める地方へ重点的に配分すること。
- 8 道路整備・管理の長期安定的な推進のため、新たな財源を創設すること。
- 9 地方自治体が老朽化対策を進めるにあたり課題としている技術職員の不足への対応や大規模自然災害に迅速かつ的確に対処するために、地方整備局の人

員・体制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年9月29日

島根県議会